

藤枝学園法人役員等の報酬 及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人藤枝学園（以下「法人」という。）寄附行為第5条、第17条及び第20条に規定する役員、顧問、及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(非常勤役員等の報酬)

第2条 非常勤の役員等には、別表第1に掲げる役員等の報酬を支給する。ただし、役員等が常勤の職を兼ねる時は、その者には役員等の報酬は支給しない。

(非常勤役員等の給与)

第3条 常勤の役員等には、報酬及び期末手当を支給する。ただし、藤枝学園人事規程（以下「人事規程」という。）第3条に定める職にある者については、この限りではない。

- 2 理事長の給与は、理事会において別に定める。

(報酬及び給与の支給)

第4条 常勤役員等の報酬及び期末手当の支給については、藤枝学園給与規程の例による。

- 2 前項に定めるもののほか、報酬及び期末手当の支給に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(費用の弁償)

第5条 役員等が公務のため旅行した場合には、その者に対し当該旅行に要した費用を弁償する。ただし、人事規程第3条に定める職にある者については、この限りではない。

- 2 費用弁償の額は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、費用弁償については藤枝学園旅費規程の例による。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(補 則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成5年12月6日の理事会で決議し、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月21日の理事会で決議し、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1

役員等の報酬(日額)

区 分	報 酬 額
理 事・監 事・顧 問	10,000 円
評 議 員	8,000 円

別表第 2

役員等の費用弁償額及び日当宿泊料等

区 分	鉄道賃	船 賃	日 当	宿泊料	食事料
理事・監事・顧問	普 通	普 通	4,200 円	20,000 円	2,600 円
評 議 員	普 通	普 通	3,400 円	20,000 円	2,200 円

藤枝学園役員等退職慰労金支給内規について

(目的)

第1条 この内規は、学校法人藤枝学園の役員等の退職慰労金支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用者)

第2条 この内規の適用を受ける者は、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 役員（理事・監事）ただし、藤枝学園寄附行為第6条第1号及び第2号のうち法人の教職員の者を除く。
- (2) 顧問
- (3) 評議員 ただし、藤枝学園寄附行為第24条第1号及び第2号の者を除く。

(退職慰労金の種類)

第3条 退職慰労金の種類は、次の各号とする。

- (1) 普通退職慰労金
- (2) 特別退職慰労金

(退職慰労金の額)

第4条 退職慰労金は、次の各号のとおりとする。ただし、学園の財政事情が良好と認められる場合に限る。

- (1) 普通退職慰労金は、別表「退職慰労金算出基準」により在職期間に応じた金額を乗じて算出して得た額
 - (2) 特別退職金は、学園に対して功績等がある者として特に理事長が認めた場合には加算することができるものとし、前号により算出された額を限度とする。
- 2 法人の教職員と役員等を兼務した期間は、退職慰労金の対象としないものとする。

(役員等の兼職)

第5条 役員（理事・監事）と評議員が兼職した期間は、役員に在職した者とみなす。

(補則)

第6条 この内規の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

この内規は、平成7年11月28日より適用する。

附則

この内規は、令和2年4月1日より適用する。

別 表

退職慰労金算出基準

在職期間	理 事	監事・顧問	在職期間	評議員
1年以上4年以下 (1年につき)	30千円	23千円	1年以上2年以下 (1年につき)	15千円
4年1日以上8年以下 (1年につき)	40千円	30千円	2年1日以上4年以下 (1年につき)	17千円
8年1日以上12年以下 (1年につき)	50千円	38千円	4年1日以上6年以下 (1年につき)	19千円
12年1日 以 上 (1年につき)	50千円	38千円	6年1日以上8年以下 (1年につき)	22千円
			8年1日以上10年以下 (1年につき)	25千円
			10年1日 以 上 (1年につき)	25千円